

産業廃棄物処理施設

設置
変更 許可証

令和3年10月6日

住 所 神奈川県横浜市都筑区川向町1160番地

氏 名 株式会社 春秋商事 代表取締役 堂薗 紀栄之 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条 第1項 の規定により、設置 の許可
第15条の2の6第1項 の規定により、変更 の許可
 を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

横浜市長 山中竹春



許可の年月日	平成30年8月1日	許可番号	10372
施設の種類及び 処理する 産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物 に石綿含有産業廃 棄物が含まれる場 合は、その旨を含 む。)	廃プラスチック類の破碎施設 廃プラスチック類 木くず又はがれき類の破碎施設 木くず		
設置場所	横浜市都筑区川向町1160番1 外1筆		
処理能力	廃プラスチック類 5.32t/日(10時間)、0.532t/時間 木くず 5.96t/日(10時間)、0.596t/時間		
許可の条件	無		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、神奈川県知事に審査請求することができます。また、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市を被告として訴訟を提起することもできます。